

古川都市計画下水道の変更(案)

(飛騨市決定)

令和7年度

岐 阜 県 飛 騨 市

計 画 書

古川都市計画下水道の変更（飛騨市決定）

古川都市計画飛騨市公共下水道（古川処理区）の「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約413ha

理由

今回の変更は、「令和4年度岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」と整合を図り、効率的な汚水処理事業の実施のために、現農業集落排水施設（三ヶ区処理区域、袈裟丸処理区域）を公共下水道へ統合するとともに、前回の変更より現在に至る期間で宅地化された区域を追加し排水区域を約413haに変更するものである。

理 由 書

飛騨市の公共下水道は、古川町公共下水道として、平成3年1月に第1期事業認可を受け、旧古川町の中心部を主体とする約99haについて整備を進め、平成8年3月には古川浄化センターの供用開始を行った。

以降、全体計画の見直しや市町村合併に伴う地先名の変更を経て、現在、都市計画決定区域を366haと定めており、概ね整備されているところである。

一方、下水道事業を取り巻く環境は、建設の時代から維持管理・下水道経営の時代に変化しつつある。このような背景を受けて、現農業集落排水区域を公共下水道に接続する処理区統合事業について、平成30年1月17日、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省より「汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定」が通知された。本市においては短期・中期・長期を見据えた処理区統合事業を「令和4年度岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」に位置づけた。

今回の都市計画下水道の変更は、現農業集落排水施設の老朽化した設備更新コストよりも公共下水道に接続する管路施設整備が安価となることから、三ヶ区処理区域及び袈裟丸処理区域を公共下水道区域に統合するとともに、前回の変更より現在に至る期間で宅地化された区域と合わせ、合計約47ha追加し都市計画決定区域を約413haに変更するものである。

変更後		変更前	
古川都市計画下水道		古川都市計画下水道	
1 下水道の名称	飛驒市公共下水道 (古川処理区)	1 下水道の名称	飛驒市公共下水道 (古川処理区)
2 排水区域		2 排水区域	
「区域は総括図表示のとおり」		「区域は総括図表示のとおり」	
(備考)面積	汚水 <u>約 4 1.3</u> ha	(備考)面積	汚水 <u>3 6.6</u> ha
3 下水管渠		3 下水管渠	
(1) 汚水		(1) 汚水	
内 訳	位置	内 訳	位置
	起 点		起 点
	終 点		終 点
放流渠	飛驒市古川町 杉崎字向中島	放流渠	飛驒市古川町 杉崎字向中島
			L = 70 m
「区域は総括図表示のとおり」		「区域は総括図表示のとおり」	
4. その他の施設		4. その他の施設	
内 訳	位 置	内 訳	位 置
古川浄化センター	飛驒市古川町 杉崎字向中島地内	古川浄化センター	飛驒市古川町 杉崎字向中島地内
			約11,900m ²
「区域は総括図表示のとおり」		「区域は総括図表示のとおり」	

